

## 10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進（制度的担保・ラムサール条約）

### （1）はじめに

三番瀬を再生し、保全していくためには、国や県、関係自治体が連携して、市民の参加のもとに、息長く取り組んでいくことが必要です。この取り組みを支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、計画の作成や保全や利用に関するルール、事業の実施をチェックするための組織の位置づけなどを明確にした条例を作ります。

三番瀬には、ラムサール条約の登録の基準を満たす数の水鳥が渡ってきます。このような豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、ラムサール条約の登録が受けられるよう、その保全の仕組みを考えていくこととします。

### （2）再生・保全・利用のための制度について

#### 1）現状

現在、三番瀬の再生計画の作成や再生・保全・利用の取り組みが検討されていますが、制度の位置づけがないのが現状です。

円卓会議は、県の条例で設置された組織ではありません。また、同会議から提案される三番瀬再生計画案は、現行制度のもとでは、法律や条例などに基づく計画とはなりません。

#### 2）目標

三番瀬の再生・保全・利用の取り組みが、県の条例として位置づけられ息長く行われていくようにすることが目標です。

制度には、条例のほか、憲章、要綱といったものがあります。三番瀬の再生・保全・利用の取り組みを制度化するには、宣言にとどまる憲章や行政内部の要綱ではなく、議会で議決する条例という形の制度的担保が適当です。

次に、条例の形ですが、県には、すでに自然環境保全条例という条例があり、これを改正するという方法も考えられます。既存条例の改正という方法は、従来の制度の中に三番瀬の再生や保全を取り込んでいくということで、従来の制度との統一がはかれるという良い点もあります。しかし、

住民参加により三番瀬の再生・保全・利用に取り組んでいこうという今回の取り組みの趣旨を生かし、円卓会議での議論の趣旨がよりわかりやすく反映される新条例を提案することとします。

三番瀬の再生・保全・利用については、さまざまな法律が関係しているため、法律に基づく条例というよりは、県の独自の条例のスタイルを前提として検討しました。その上で、すでにある法令の許認可権限の行使にあたり、三番瀬の保全を考慮する仕組みを検討しました。

## 条例に盛り込むべき内容

目的（三番瀬再生計画案 167 ページ参照）

生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保について規定する。

定義（三番瀬再生計画案 168 ページ参照）

三番瀬、三番瀬等、埋立て及び生物多様性について規定する。

基本理念（三番瀬再生計画案 170 ページ参照）

目指すべき5つの目標と再生、保全及び利用に当たっての4つの方針について規定する。

基本原則（三番瀬再生計画案 173 ページ参照）

県民、漁業者、NPO、来訪者、漁業者以外の事業者及び県の役割について規定する。

再生保全利用計画（三番瀬再生計画案 175 ページ参照）

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する基本的な計画（再生保全利用計画）を定めることとし、その内容、手続き等について規定する。

再生保全利用事業（三番瀬再生計画案 177 ページ参照）

知事が、再生保全利用計画に基づく再生保全利用事業を実施するに当たっての連携、事前説明や配慮すべき事項について規定する。

規制（保全）（三番瀬再生計画案 178 ページ参照）

埋立てに当たっての事前手続及び生物多様性を確保するための制限について規定する。

海底の形質の変更に当たっての配慮（三番瀬再生計画案 180 ページ参照）

県が行う海底の形質の変更に当たっての配慮について規定する。

管理（利用）（三番瀬再生計画案 181 ページ参照）

漁業を目的としない利用の方法を定めるに当たっての事前手続に

ついて規定する。

(仮称)千葉県三番瀬円卓会議の機能(三番瀬再生計画案 182 ページ参照)

知事の諮問機関として設置する(仮称)千葉県三番瀬円卓会議の機能について規定する。

県民の関心及び理解を深めるための措置等(三番瀬再生計画案 183 ページ参照)

県民の関心及び理解を深めるための措置、調査及び研究、財政上の措置等について規定する。

過料(三番瀬再生計画案 185 ページ参照)

命令違反に対する措置としての過料について規定する。

以上のような内容を盛り込んだ条例要綱案は、別添1のとおりです。

### 3) アクションプラン

円卓会議では、条例の要綱案を提案したので、県が速やかに県議会に条例案を提案し、成立をはかることを期待します。また、施行後は条例を活用し三番瀬の再生・保全・利用を進めていきます。

なお、本条例の制定に加えて、関係する他の条例の運用等を必要に応じて見直し、三番瀬の生物多様性が確実に保たれるようにします。

## (3) ラムサール条約への登録促進について

### 1) 現状

ラムサール条約とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことで、1971年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された条約です。当初は水鳥の保護に重点が置かれていましたが、現在は代表的な湿地や、鳥類だけでなく魚類も含む生物多様性上重要な湿地が含まれるようになっていきます(条約決議 7-11)。また本条約の湿地には、自然のものか人工のものか、永続的なものか一時的なものか、水が滞っているか流れているか、淡水か汽水か塩水かを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地、低潮時に水深が6mを超えない海域を含んでいます(条約 1-1)。したがって三番瀬はこの湿地の定義にあてはまります。

ラムサール条約加盟国は、特に重要な湿地を一つ以上登録して、国際的な合意の下で保全することになっていきます(条約 2-4)。同時に、登録湿地

のみならず、国内のすべての湿地を保全し、賢明な利用を進めることが求められています（条約 3-1）。湿地の賢明な利用とは、「生態系の自然の特性を維持できるような方法で、人間の利益のため湿地を持続的に利用すること」であり、持続的利用とは、「現世代にとって最大の持続的収穫をもたらすと同時に、将来の世代の必要と希望を満たすものであること」と定義されています（条約勧告 3-3）。したがって、ラムサール条約のめざす賢明な利用は、一定の形態での漁業を含むものと理解できます。

特に重要な湿地を登録するためには、国際的に重要な湿地の基準（別添 2）を満たす必要があります。三番瀬は国際的に重要な湿地の基準は満たしていますが、日本の国内法による保全が定められていません。

国内法による保全は、必ずしも条約上の義務ではありませんが、わが国は条約に加盟するにあたり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）、自然公園法、文化財保護法のいずれかの国内法によって保全を図ることとしました。三番瀬については、鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区特別保護地区とすることで国内法による保全を図るというのが現在の国の方針であり、2002 年 1 月に国指定鳥獣保護区指定計画の新規掲載がなされたところです。国指定鳥獣保護区の指定ならびにラムサール湿地登録までの流れは別添 3 のとおりです。

なお、ラムサール条約に登録することによる条約上の行為の制限はありませんが、国指定鳥獣保護区特別保護地区として、埋立ての規制などの行為制限があります。円卓会議では、ラムサール条約への早期登録を目指して議論を重ねてきましたが、国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されることによって、漁業にどのような影響がでるのかをめぐって意見が分かれ、合意に至っていません。

## 2) 目標

三番瀬及び後背湿地は、国際的に重要な湿地であり、ラムサール条約が湿地の賢明な利用を原則としていることから、豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意の下で、ラムサール条約への登録を行い、再生・保全・利用を進めることをめざします。

## 3) アクションプラン

ラムサール条約への登録は基本的には国の事務ですが、県、関係市、市民としても、国に働きかけを行っていく必要があります。登録に向けた取

組みを進めるためには、当然のことながら、漁業関係者等の利害関係のある人との十分な調整を行う必要があります。したがって、三番瀬の再生・保全・利用にあたって、市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。